



共友リース株式会社への証書貸付に係る新生グリーンローン評価

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2025年8月28日

■ 評価対象案件概要

案件名	共友リース株式会社による LED 照明のリース実施に係るリファイナンスを対象とした証書貸付
借入人	共友リース株式会社
分類	証書貸付
金額	1,000 百万円
実行予定日	2025 年 8 月 28 日
最終期日	2030 年 8 月 30 日
資金使途	LED 照明の取得費用等

■ 本評価の目的

本評価は、評価対象案件について「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」¹（以下、「本フレームワーク」）に定める各項目の内容を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的とする。評価においては、国内外で幅広く指針となっているローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）「グリーンローン原則」²等が定める 4 つの要素への適合性を意識した評価を行う。

株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）では本フレームワークを策定し、本フレームワークがグリーンローン原則と適合していること、及び SBI 新生銀行が適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。

■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境改善効果が認められることを含め、本フレームワーク上で定められた要件を満たしており、本フレームワークに適合していると評価した。また、「グリーンローン原則」（2025 年 3 月版）等が定める 4 つの要素への適合性も認められると評価した。項目別の評価概要は次頁の通り。

（この頁、以下余白）

¹ 本フレームワークの概要は下記ウェブページに開示している。

https://www.sbihinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/pdf/GreenFinanceFramework.pdf

² LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>（アクセス日：2025 年 8 月 18 日）



要素*	評価結果	評価概要
I: 調達資金の使途 (本フレームワーク 1.及び 2.)	適合	本件の調達資金は、共友リース株式会社が顧客と締結済みの LED 照明 14 件のリース契約に係るアセット取得を資金使途としたリファイナンスに充当される。対象となる資金使途は、本フレームワークのクライテリアを満たしたグリーン適格プロジェクトであり、明確な環境改善効果を有している。また潜在的に有する環境・社会的リスクが適切に回避・緩和され、本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。
II: プロジェクトの選定プロセス (本フレームワーク 3.)	適合	共友リース株式会社が属する OKB グループ（大垣共立銀行グループ）ではサステナビリティ基本方針を策定し、気候変動問題に積極的、継続的に取り組むことを掲げており、借入人もリース業を通じた環境への取り組みを強化していく方針である。本ローンの資金使途は、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であること、また、そのための組織体制が構築されていると評価した。
III: 資金管理 (本フレームワーク 4.1)	適合	本ファイナンスで調達された資金は個別のアセットに紐づけられ、全額グリーンプロジェクトに充当される予定であり、未充当資金は原則として想定されない。調達資金が確実にグリーンプロジェクトに充当される体制となっていると評価した。
IV: レポートティング (本フレームワーク 4.2 及び 4.3)	適合	対象となるファイナンスは、本フレームワークにおいて資金実行後モニタリングの観点から求められるレポートティング項目についていずれも適切な報告体制が整っており、貸付人にに対する透明性が確保されていると評価した。

*評価レポートではグリーンローン原則の要素別の構成をとりつつ、本フレームワークで定める項目をカバーすることとしている。

(この頁、以下余白)



■ 要素別の評価（Part I ~IV）

Part I : 調達資金の使途

本フレームワークのもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定された適格プロジェクトであること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）があるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

評価対象のファイナンスは、共友リース株式会社（以下、「借入人」）がリース資産として顧客に貸し出すためのLED照明（以下、「対象アセット」）の取得を資金使途としたリファイナンス（以下、「本ファイナンス」）である。

対象アセットは愛知県内、及び、三重県内の自治体向けのリースであり、各自治体内の公共施設（市役所、公民館、図書館、児童館、小学校、消防署、等）で使用されている従来型照明をLED照明へ交換するものである。一般的にリース事業は、顧客との間のリース契約締結後、リース会社がリース資産をメーカーに発注し、顧客に納品されたタイミングで検収が行われ、この時点からリースが開始される。一般的なリースでは顧客がリース資産を使用し契約期間が満了した際には、顧客はリース資産の再リース、又は、返還のいずれかを選択することとなるが、対象アセットについては全て譲渡条件付きファイナンスリースとして提供されるため、リース期間満了後は顧客に所有権が移転され、借入人に物件が返還されることはないとのことである。また対象アセットは本ファイナンス実行時点ですべて検収済であることから、本ファイナンスはリファイナンス資金として充当される。対象アセットの概要は以下の通りである。なお下記対象アセットのうち1件（No.14）は、前回評価案件の資金使途対象予定アセットに組み入れられていたものである。しかしながら、評価室は、前回案件のモニタリングの過程で、No.14を除いても前回案件の対象アセットが調達資金を上回ることを確認したため、No.14を前回案件の対象アセットから外し、本ファイナンスの対象アセットの1つとして組み入れた。評価室は、今後、融資期間中に見込まれる環境改善効果の確認においては、同アセットに関する重複がないようモニタリングを実施する方針である。

<対象アセットの概要：LED照明>

No.	代表アセット名	都道府県	検収日 (リース開始日)	リース期間
1	LED照明アセット1	愛知県	2024/4/1	10年
2	LED照明アセット2	愛知県	2024/5/1	9年11か月
3	LED照明アセット3	愛知県	2023/10/1	10年
4	LED照明アセット4	愛知県	2023/10/1	10年
5	LED照明アセット5	愛知県	2023/10/1	10年
6	LED照明アセット6	愛知県	2024/3/1	10年



7	LED 照明アセット 7	愛知県	2024/4/1	10 年
8	LED 照明アセット 8	愛知県	2024/2/1	10 年
9	LED 照明アセット 9	愛知県	2024/8/1	10 年
10	LED 照明アセット 10	愛知県	2024/11/1	10 年
11	LED 照明アセット 11	愛知県	2024/12/1	10 年
12	LED 照明アセット 12	愛知県	2024/12/1	10 年
13	LED 照明アセット 13	愛知県	2025/2/1	10 年
14	LED 照明アセット 14	三重県	2024/4/1	10 年

2. プロジェクトのグリーン性評価

評価室は、本フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの対象となる適格プロジェクトとして、明確な環境改善効果が認められることを前提とし、資金使途が本フレームワークで定められた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当すること、かつ適格プロジェクトの事業例にかかる付属書で策定されている場合、そこで定める適格クライテリアを満たすことを定めている。

【本プロジェクトにおける状況】

- ・ 本フレームワークにおける適格プロジェクトの分類・事業例の有無（付属書も含む）： 図あり、口なし

a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

本プロジェクトにおける環境改善効果に係るインパクト指標、及び借入人が委託した第三者の専門家が試算した CO₂削減効果見込みは下記のとおりである。

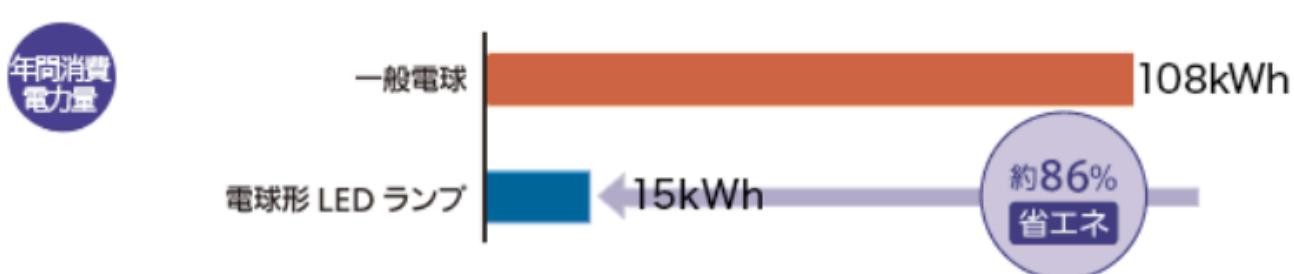
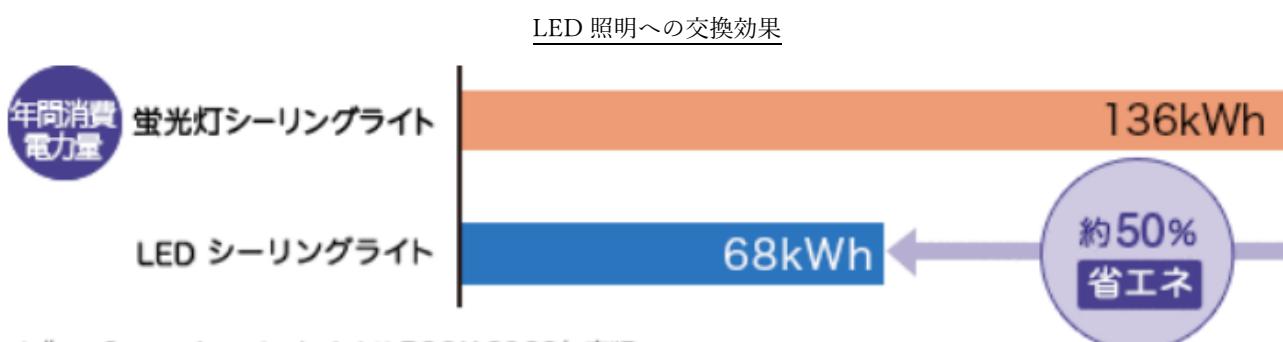
【LED 照明導入による環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ CO ₂ 排出削減効果 (t-CO ₂ /年)	省エネルギーに関する事業において CO ₂ 排出量の削減量を用いるのが一般的
CO ₂ 削減効果見込み	1,249.8t-CO ₂ /年	借入人の委託先である省エネ・再エネコンサルティング企業により、以下の算出式にて算定（初年度） (既存照明の消費電力量—LED 照明の消費電力量) × 排出係数

対象アセットの CO₂ 削減効果見込みについては、借入人から委託を受けた省エネ・再エネコンサルティング企業が算定した数値のことである。借入人にヒアリングした結果、実際の計算過程や計算に使用した数値の評価室への提供が不可とのことであるため、評価室はこの削減効果の数値は独自に検証できていない。ただし借入人のヒアリングにより確認した上表の CO₂ 削減効果見込みの計算方法は、従来型照明を LED 照明に交換した際の一般的な計算方法と整合しており、この計算方法自体は妥当であるといえる。



また下記記載の通り、一般的に LED 照明は従来型の照明と比較して年間消費電力量を大幅に削減する効果があるとされており、従来型照明の代わりに LED 照明を導入することには明確な環境改善効果があると評価室では考えている。対象アセットは公共施設における室内照明等であるが、蛍光灯のシーリングライトを LED シーリングライトに置き換えた場合は約 50% の省エネ効果が、一般電球を電球型 LED ランプに置き換えた場合は約 86% の省エネ効果がそれぞれあることが示されている。また蛍光灯には微量ながらも水銀が使用されているが、LED 照明では水銀が含まれない点も、廃棄物処理等において環境へのネガティブなインパクトの回避として考えられる³。



(出所：環境省 COOL CHOICE⁴)

本ローンにおけるインパクト・レポーティング指標について、Part IVに記載の通り、上表で環境的インパクト指標としている CO₂ 排出削減効果となる。これらの指標は、本プロジェクトが実現しようとする環境改善効果との関連性が高く、持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために用いる指標として妥当であると評価した。

b. 適格プロジェクトの該当性等

ここでは、対象となるプロジェクトが本フレームワークで定める適格プロジェクト等に該当するか評価を行う。なお、本フレームワークにおける適格性の判断に際して、原則への適合性や、環境省ガイド

³ 環境省, Mercury Technology Bulletin Series,

https://www.env.go.jp/chemi/tmms/mtbs/mtbs-jp_011.pdf (アクセス日：2025年8月18日)

⁴ 環境省, COOL CHOICE <https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/ledlight01.html> (アクセス日：2025年8月18日)



イン⁵との整合性を取ることとする。

本プロジェクトに関する本フレームワークの適格プロジェクトの分類・事業例等は次頁のとおり。

本フレームワーク	
適格プロジェクトの分類	②エネルギー効率化（省エネ設備）
適格プロジェクトの事業例	・事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器及び設備を導入する事業
事業区分	グリーンローン原則 ・エネルギー効率 環境省ガイドライン
大分類	2 省エネルギーに関する事業（省エネルギー性能の高い建築物の新築、建築物の省エネルギー改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）
小分類	2-2 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネルギー性能の高い機器や設備を導入する事業

◆ 課題に対する国の方針との整合性

気候変動という課題に対して、日本政府は脱炭素社会の実現と経済成長の両立を目指すべく 2023 年 2 月に「GX 実現に向けた基本方針⁶」を閣議決定し、その中で省エネルギー機器について「エネルギー使用量の削減を通じた脱炭素社会への貢献のみならず、危機にも強いエネルギー需給体制の構築にも資するものと位置づけられており、規制・支援一体型で大胆な省エネの取組を進める」ことを示している。また、2025 年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画⁷」においては省エネルギーを契機とした脱炭素に向けた取組を進めていく必要性が謳われているほか、主に産業・業務・家庭部門における一層の省エネルギー取組の促進の必要性が挙げられている。以上のことから、本プロジェクトはこうした国の方針等に整合的であることを確認した。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

評価室は、本件が、SDGs の 17 の目標とそれらに紐づく 169 のターゲットのうち、主に以下の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なお、SDGs の目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

⁵ 環境省、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2024 年版）, <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf> （同：2025 年 8 月 18 日）

⁶ 経済産業省、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました,

<https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210002/20230210002.html> （同：2025 年 8 月 18 日）

⁷ 経済産業省、エネルギー基本計画, <https://www.meti.go.jp/press/2024/02/20250218001/20250218001-1.pdf> （同：2025 年 8 月 18 日）



ゴール	ターゲット
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
13. 気候変動に具体的な対策を	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

【a.及び b.の結論】

本プロジェクトは明確な環境改善効果が見込まれ、その評価方法も妥当であり、本フレームワークのクライテリアを満たしたグリーン適格プロジェクトと評価した。また、課題に対する国の方針等とも整合していることを確認した。

c. プロジェクトに係る環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

本フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響にかかる潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本件に付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

【対象設備における状況】

- ・ 赤道原則適用対象該否： 該当、非該当 （赤道原則に準じたレビュー、借入人等のリスクマネジメント体制等のレビュー）
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引への該否： 該当、非該当

(この頁、以下余白)



i. 本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク

評価室は、環境省の定める「光害対策ガイドライン」（2021年3月改訂版）⁸等を参考にした上で、一般的に想定されるネガティブインパクトを以下のとおり、整理した。なお対象アセットは既に設置されているものとなるため、取替工事等に伴うリスクは想定されない。

- ・ 屋外のLED照明による快適性への影響
- ・ LED照明のブルーライトによる概日（サークルディアン）リズムへの影響

ii. ネガティブな影響にかかるリスク緩和策・マネジメントプロセス

本件はプロジェクト紐付きコーポレートファイナンスであるものの、個別設備の規模の小ささから、金融機関のファイナンスにおける自主的なリスク低減のためのフレームワークである赤道原則の対象外となる。また前述の通り、対象アセットはすべて設置済みの施設における室内照明等であることを考慮すると、これらに対するファイナンスに伴う潜在的な環境・社会リスクは相当程度低いことが考えられる。

なおリース業という事業特性上、顧客が選定したものがリース対象アセットとなることから、借入人が環境・社会面を鑑みてリース対象アセットを選定することができない他、顧客に選定された対象アセットの利用に伴う負のインパクトを直接的にマネジメントすることが難しい。リース契約の形態にもよるもの、LED照明の保守・メンテナンスは設置先自治体にある地元企業が担うため、借入人は直接には関与しないとのことである。ただしOKBグループの「環境方針」にある行動指針では「環境に関する法律、規則、協定などを遵守します」と規定されており、本方針は借入人にも適用されることである。

これらを踏まえ、本ファイナンスに伴う環境・社会リスクの評価においては、対象アセットの種別ごとに、公開情報による確認結果、及び、借入人にヒアリングした内容を以下の通り確認している。

- ✓ 設置済みLED照明の保守・メンテナンスは設置先自治体にある地元企業が担っているが、これら企業の選定は各自治体の選定基準（資格保有状況や工事実績、工事計画内容）を満たすことが条件となっている。
- ✓ 苦情についても上記地元企業が受付窓口となる。なお緊急時の連絡網が作成されており、保守を担う地元企業が苦情受付後、契約内容に関する問い合わせは契約者である借入人へ、工事・交換等については設置作業を行った電気工事店へ連絡する流れとなっている。

上記を確認した結果、本プロジェクトにおいてネガティブインパクトの影響程度に見合った環境・社会リスクマネジメント体制が構築されていると評価した。

【c の結論】

本プロジェクトにおける潜在的なネガティブインパクトは限定的であり、ネガティブインパクトの影響程度に見合ったリスクマネジメントが実施されていると評価した。

⁸ 環境省、光害対策ガイドライン、

<https://www.env.go.jp/air/hikarigai-gaido-R3.pdf.pdf> (アクセス日：2025年8月18日)



■ Part I の結論

評価室は、本プロジェクトが本フレームワークのクライテリアを満たしたグリーン適格プロジェクトであり、①本プロジェクトにおいて明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、及び②本プロジェクトが潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

(この頁、以下余白)



Part II : プロジェクトの選定プロセス

本フレームワークでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略や、環境・社会的リスクマネジメントにかかる社内体制等について説明を求めている。評価室は、借入人及びスポンサーとの対話を通じて評価対象案件と当該目標及び戦略との整合性を確認する。

1. 借入人・スポンサーにおけるサステナビリティ戦略・社会課題への取り組み

借入人は母体行を主体とする OKB グループに属する企業であり、1964 年に前身となる「協栄リース株式会社」として設立後、1978 年に現在の社名に商号変更を行っており、情報関連機器、産業工作機械、土木建設機械、輸送用機器、商業用設備、医療用機器などの各種機械設備等のリース及び割賦販売を主要な業務とする企業である。

OKB グループではグループ企業に適用される「サステナビリティ基本方針」を策定しており、マテリアリティの一つとして「気候変動対応、環境保全」を掲げている。借入人では経営企画部が同方針の主な推進主体であるが、実務としては資金調達であれば経理財務部、営業面では営業部署がそれぞれ推進主体となっており、会社一体で対応を進めているとのことである。また借入人は、リース業を通じた環境への取り組みとして、「再生可能エネルギー『太陽光発電』等のリース提案」や「補助金や助成金を利用した省エネルギー化へのリース提案」 等を推進する方針を掲げている。

また近年借入人においては、再エネや省エネ機器のリースの際に活用できる各種補助金に関連した専門部署を立ち上げ、顧客の補助金申請業務代行一式を含めた対応を通じ、顧客による再エネ・省エネ機器のリース契約を促進することで、リース業を通じた環境への取り組みを強化していく方針である。なお、借入人は 2022 年 11 月に借入人フレームワークを策定し、同月、第一回無担保社債（発行額 30 億円、発行年限 10 年）を発行している⁹。さらに 2025 年には、環境省が実施する「令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）に係る優良取組認定制度」において優良取組認定事業者として認定されている¹⁰。

2. 本プロジェクトにおける選定プロセス

本ファイナンスの対象アセットは借入人の所有/所有予定のアセット群の中から借入人が選定したものであるが、対象アセットの選定は、借入人が策定する借入人フレームワーク¹¹に則って行われることであり、その概要は以下の通りである。

⁹ 共友リース株式会社、「サステナビリティボンド（私募債）を発行」（2022 年 11 月 29 日ニュースリリース），
https://www.kyl.co.jp/company/20221129_NewsRelease.pdf（アクセス日：2025 年 8 月 22 日）

¹⁰ 共友リース株式会社、「『優良取組認定事業者』として認定されました～環境省：脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業～」（2025 年 8 月 22 日ニュースリリース），
https://www.kyl.co.jp/company/20250822_NewsRelease.pdf（アクセス日：2025 年 8 月 22 日）

¹¹ 株式会社投資格付情報センター、共友リース株式会社 サステナビリティボンド・フレームワーク セカンドオピニオン，https://www.r-i.co.jp/news_release_suf/2022/11/news_release_suf_20221129_jpn_1.pdf（アクセス日：2025 年 8 月 18 日）



共友リース株式会社 サステナビリティボンド・フレームワークに対するセカンドオピニオン抜粋

(2)プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 対象事業は SDGs との関連性があつて環境改善効果が数値で示せる物件を抽出し、対象事業を選定した。
 - 再生可能エネルギー：物件（太陽光発電設備）で選別
 - エネルギー効率：補助金利用に際して、省エネルギー効果を算出している物件（空調、業務用設備）、プロポーザル方式により、省エネルギー効果を算出している物件（LED 照明）を選別
 - 必要不可欠なサービスへのアクセス：物件で選別

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 営業開発部が対象事業（省エネ関連設備、建物リース、地公体向け（LED 照明））の案件を取り扱っており、その中から、SDGs との整合性に該当する物件を経理財務部が選定した。最終決定に関しては、関係部署（業務管理部、経営企画部）における協議をしたうえで、社長決裁にて決定された。
- 環境的・社会的リスクに関しては、企画（総合的・中長期的施策の企画・立案、大垣共立銀行との調整・連絡等）、人事、総務を管轄する経営企画部が確認した。なお、法務、コンプライアンスについては、業務管理部が問題ないことを確認した。

（出所：脚注 11 参照）

評価室では、本プロジェクトの対象となる設備の選定プロセスにおいて、環境・社会配慮の視点が統合されていると評価した。

Part II の結論

本ファイナンスの借入人が属する OKB グループではサステナビリティ基本方針を策定し、気候変動対応を行うことを掲げており、借入人もリース業を通じた環境への取り組みを強化していく方針である。本ローンの資金使途は、スポンサーのかかる組織戦略や目標と整合的であると評価した。対象アセットは、借入人のかかる組織戦略や目標と整合的であること、また、そのための組織体制が構築されていると評価した。



Part III : 資金管理

本フレームワークでは、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下の通り本ローンが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び充当に係る手当て	適合	貸付人が実行金の入出金に係る口座明細を確認できる 貸付契約書において資金使途を特定する規定がある
プロジェクトへの資金充当状況	適合	本ローンはその全額が本プロジェクトに充当される 本ローン及び本プロジェクトを資金使途としたグリーンファイナンスの合計額は、本プロジェクトコストを上回らない
未充当資金の扱い	適合	未充当資金の発生は想定されない
資金管理方法と第三者による検証	適合	資金管理について責任者・責任部署を設けている

Part IIIの結論

本ローンによる借入金は、借入人社内で他の資金とは分けて管理され、ローン契約に基づき個別の実行の際に資金使途の証憑を確認することなどにより、確実に対象のグリーンプロジェクトに充当される体制となっていると評価した。

(この頁、以下余白)



Part IV：レポートイング

本フレームワークでは、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。加えて、プロジェクトに付随するネガティブな影響に関して、貸付契約等においてプロジェクトにおける重大なトラブル及び事故等についての情報開示義務等の規定を求めている。

評価室は本ローンに係るローン契約書等を確認し、以下のとおり環境改善効果に係るインパクト・レポートイングを含む適切なレポートイング体制が確保されていると評価した。

レポートイング項目	評価結果	レポートイング内容ほか
資金の充当状況	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本ローン期間中、資金充当状況が記載された書類が事業年度毎に貸付人に提出される。
環境改善効果にかかるインパクト・レポートイング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本ローン期間中、以下の内容が貸付人に年一回報告されることがローン契約書等で規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> CO₂排出削減効果 (t-CO₂)
プロジェクトにかかるネガティブな影響のレポートイング	適合	<ul style="list-style-type: none"> 本件対象物件の環境法等の遵守を含む誓約違反等が発生した場合は貸付人に通知されることを確認した。

■ Part IVの結論

本フレームワークで資金実行後モニタリングの観点から求められているレポートイングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

■ 最終評価結果

評価室は、「グリーンローン原則」等が定める4つの要素への適合性や環境省ガイドラインが求める内容との整合性という視点も踏まえて、評価対象案件の本フレームワークに定める各項目の内容を確認した。

その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、本フレームワークに定める各項目に適合していることを確認した。また、「グリーンローン原則」等への適合性も認められると評価した。

以上

**【ご留意事項】**

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した **SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク**（以下、「本フレームワーク」という。）に定める各項目の内容を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的としています。弊行自らが資金提供者となる対象案件について、弊行内の独立した部署が評価するものであり、資金提供者から独立した第三者専門家による評価ではありません。弊行は、本フレームワークがグリーンローン原則等と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスも同様に関連原則類に適合していること、また弊行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得しています。
- (2) 本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して対象案件への参加・売却・保有等を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、対象案件への参加・売却・保有等の判断を行ってください。
- (3) 本資料は、共友リース株式会社（以下「借入人」という）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行はその内容・記述について、明示・黙示を問わず、真実性、正確性、適時性、完全性、特定目的への適合性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。本資料は、対象案件を実施することによる成果等を証明するものではなく、弊行が成果等について責任を負うものではありません。本資料は、発行日時点の弊行の総合的な意見の表明であって、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、対象案件にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について何ら意見を表明するものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断で本フレームワーク及びグリーンローン原則への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることができます。弊行は、本資料の誤り・不適切性・不十分性や変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (4) 本資料は発行日時点の内容・記述であり、その後の状況の変化等に対応するものではありません。弊行は、対象案件以外の取引において借入人等に関する情報を保有又は今後取得する可能性がありますが、これらの情報を開示する義務を負うものではありません。

(5) 本資料の著作権は株式会社 SBI 新生銀行に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、翻案、改変、転載又は配布などの使用を禁じます。

【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室